

第十八号様式(証票)(第五十一条の三関係)

(表)

第 号	
官職 _____	
氏名 _____	
道路運送車両法第63条の4第2項の	
検 査 員 証	
_____年 月 日 発行	
_____年 月 日 限り有効	
国土交通大臣	印

← 9センチメートル →

↑
6.5センチメートル
↓
↑
6.5センチメートル
↓

(裏)

(道路運送車両法抜粋)

第63条の4 国土交通大臣は、前2条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合自動車を作製し、若しくは輸入した自動車製作者等(当該基準不適合自動車の装置(後付装置を除く。以下この項において同じ。))のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるものを製作者等、又は輸入した装置製作者等を含む。)若しくは基準不適合特定後付装置を作製し、若しくは輸入した装置製作者等又は前条第1項の規定による届出をした自動車製作者等(当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認めるものを製作者等、又は輸入した装置製作者等を含む。)若しくは同条第2項の規定による届出をした装置製作者等に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該自動車製作者等若しくは装置製作者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑